

# 中小企業あきた

- 1 海外との取引で新規の販路を ..... 1  
～海外ビジネス展開事業者懇談会を開催～
- 2 中小企業・小規模事業者関係 税制改正(抜粋) ..... 2  
～中小企業庁～
- 3 会員組合・組合員企業の課題解決に向けた支援を  
積極的に展開しました ～平成30年度本会実施事業を振り返って～ ... 4

- 中小企業組合等支援施策情報..... 5
- 景況レポート 1月分 ..... 6
- 組合相談コーナー..... 8

- 話題の広場  
中央会事業より..... 8
- 支援団体活動レポート..... 9
- 中央会職員コラム..... 10

3  
MARCH.2019



## TOPICS 1

### 海外との取引で新規の販路を

～海外ビジネス展開事業者懇談会を開催～



〔懇談会の様子〕

人口減少や少子高齢化、顧客ニーズの多様化等の影響により、収益の確保に苦慮している県内企業が海外との取引により新規販路開拓を行い、新たなビジネス展開を図る目的で、海外輸出に特に関心の高かった木材・木製品事業者を対象とした海外ビジネス展開事業者懇談会を2月8日(金)、秋田市の秋田キャッスルホテルにおいて、開催しました。

昨年12月に開催した第1回懇談会では、木材・木製品の海外輸出の現状把握のため、世界の木材需要、日本の木材輸出の動向やアジア圏とアメリカの状況について、各国の木材自給率、輸入実績などの情報共有を図った上で、参加した各企業から海外取引への取組みについて意見を伺いました。

第2回目となる今回は16名が出席し、国内の取組事例を参考とするため、岡山県のヒノキ輸出の取組状況と海外での窓口となり得る秋田銀行台北事務所の概要についての情報提供を行いました。

岡山県農林水産部池田稔参与を講師に迎えての岡山県産ヒノキの輸出取組事例では、

「岡山県では、平成24年から海外展開への支援を開始。県内17社がメンバーとなり協議会を設立し、輸出セミナーの開催や海外展示会を通じた県産製材品のPR・商談を行い、海外展開支援の結果、岡山県の林産輸出額は、平成25年度の188,349千円が、平成30年度には371,424千円となっている。特に韓国への輸出が大幅に増加しており、展示会展出をきっかけに本格的に輸出に取組む企業が増加している。」事例が紹介されました。

引き続き、株式会社秋田銀行地域未来戦略部伊藤綾子海外ビジネスサポート室長から現地事務所の概要について説明がありました。

質疑においては、「輸出している材の種類、ヒノキの樹齢」、「海外展開している製材所の規模」、「森林認証制度」などに関して活発な質疑が交わされました。

木材・木製品の海外展開に絞った懇談会でしたが、木材製品製造業者が一丸となって取組める体制づくりや助成に関する要望をいただいたことから、秋田県と連携した取組みや本会での対応を検討していくこととしています。

今月号では、中小企業・小規模事業者が設備投資を行った場合の代表的な税制措置についてご紹介いたします。詳細な内容については、中小企業庁ホームページでご確認ください。

なお、平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用しております。

**個人版事業承継税制** (相続税・贈与税)

**新設**

個人事業者が事業承継を行う際の税負担をゼロとする、新しい制度が創設されます。

① 多様な事業用資産が対象です。

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

◆土地・建物(土地は400㎡、建物は800㎡まで)

◆機械・器具備品

(例)工作機械・パワーショベル・診断機器等

◆車両・運搬具

◆生物(乳牛等、果樹等)

◆無形償却資産(特許権等)

等

② 相続税だけでなく贈与税も対象です

生前贈与による早期の承継準備を応援します。

③ 納税額の全額(100%)が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロにします。

④ 10年間の時限措置です。

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象です。

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要

②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存事業用小規模宅地特例との選択制

**中小企業投資促進税制** (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

**適用期限：平成32年度末まで延長**

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%)(税額控除は資本金3千万円以下の中小企業者に限る。)の適用を認めます。

対象者	①中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ②従業員数1千人以下の個人事業主	
対象業種	種製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	◆機械及び装置(1台160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) ◆一定のソフトウェア(一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上) ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ◆貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ◆内航船舶(取得価格の75%が対象)	
措置内容	資本金3千万円以下の中小企業もしくは個人事業主 資本金3千万円超の中小企業	30%特別償却又は7%税額控除 30%特別償却

**中小企業経営強化税制** (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

**適用期限：平成32年度末まで延長・強化**

中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除(10%)(資本金3千万円超1億円以下の中小企業者等の税額控除率は7%)のいずれかの適用を認めます。また、働き方改革に資する設備(休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等)も本税制措置の適用対象であることをQ&A集を通じて明確化しました。

類 型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要 件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械及び装置(160万円以上)</li> <li>◆測定工具及び検査工具(30万円以上)</li> <li>◆器具・備品(30万円以上)(試験・測定機器、冷凍陳列棚など)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上)(ボイラー、LED照明、空調など)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上)(情報を収集・分析・指示する機能)</li> </ul>	
確 認 者	工業会等	経済産業局
指定事業	小企業投資促進税制の対象事業及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却又は7%税額控除(資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%)	

※ 事業の用に供される設備(生産等設備)が対象。

### 中小企業の投資固定資産税の特例 (地方税)

**適用期限：平成32年度末まで継続**

対 象 者 (市町村によって異なる場合あり)	中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1千人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画※の認定(労働生産性平均3%以上向上、市町村計画に合致)を受けた者(大企業の子会社を除く)
対 象 地 域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村(地域指定がある場合あり)
対 象 設 備 (市町村によって異なる場合あり)	生産性向上に資する指標が旧モデル比で平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械及び装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具・備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(家屋と一体となって効果を果たすものを除く)(60万円以上/14年以内)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
特 例 措 置	固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1/2(市町村の条例で定める割合に軽減)

※ 先端設備等導入計画は認定経営革新等支援機関(商工会議所・商工会・中央会や士業、地域金融機関等)に予め計画の確認を受けて市町村に申請する必要があります。

### 経営力向上計画に係る固定資産税の特例 (地方税)

**終了**

経営力向上計画の認定に係る現行の固定資産税の特例(3年間固定資産税が50%)措置は平成30年度末をもって終了します。

平成31年3月31日までに取得等をした設備は特例措置の対象になりますが、平成31年4月1日以降に取得した設備は対象外となりますのでご注意ください。

### 中小企業等の貸倒引当金の特例 (法人税、法人住民税、事業税)

**廃止**

現行で認められている実績繰入率又は法定繰入率による繰入限度額の10%の貸倒引当金の割増特例は、平成30年度末をもって廃止されます。なお、平成35年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに1/5ずつ減少した割増率による適用が認められます。

平成31年4月1日～平成32年3月31日に開始する事業年度	108%
平成32年4月1日～平成33年3月31日に開始する事業年度	106%
平成33年4月1日～平成34年3月31日に開始する事業年度	104%
平成34年4月1日～平成35年3月31日に開始する事業年度	102%
平成35年4月1日以降に開始する事業年度	100%

# 会員組合・組合員企業の課題解決に 向けた支援を積極的に展開しました ～平成30年度本会実施事業を振り返って～

本会では、活動ビジョンの基本理念である「強い組合・強い企業づくり」を一層推進するため、平成30年度も組合事業運営の強化に向けた「組合活力向上事業・研修会」や青年部の育成強化を目的とした「青年部研究会事業」を14組合を対象に実施したほか、新規事業を模索していた組合を対象に「組合連携コーディネート事業」を実施するなど、会員組合・組合員企業の課題解決に役立つ支援を積極的に展開しました。

本号では、今年度実施した事業内容や事業実施により得られた成果の一部をご紹介します。

## 組合活力向上事業・研修会

(実施組合:10組合)

### －大径木のスギ製材を目指す－

協同組合秋田県北木材センター(栗生澤節理事長)

#### 【背景・課題】

スギ原木の流通主体が小・中径材から、今後、大径材が主流となると予想され、共同販売事業の活性化を図るには、大径材の流通量を増やしていくことが鍵となる。組合員の各製材工場では、その対応には設備・技術面での課題があり、大径材原木に対する設備構成や製材技術等に関して正しい知識の習得が必要となっていました。

#### 【事業内容】

大径材の原木への対応の有効性を意識づけるため、製材コストや工数の削減による競争力の高い製材製品を製造するための方法について研修を実施しました。

#### 【事業実施により得られた成果】

スギ大径材利用での実際の作業時間データや製材乾燥方法により製品の品質や収益性を向上させる技術を学んだことで、大径材からの製材製品の生産に向けた検討を行っていく契機となりました。



## 青年部研究会事業

(実施組合:4組合)

### －企業コンプライアンスと販売先の確保－

秋田県再生資源商工組合青年部会(村上貴義部会長)

#### 【背景・課題】

廃棄物処理・資源リサイクル業者は、廃棄物処理法等の様々な法規制の下で運営されている。各社にはコンプライアンスが求められている他、鉄スクラップの主要な販売先であった中国が輸入規制を行ったことにより販売先の確保が課題となっていました。

#### 【事業内容】

廃棄物処理法の改正内容や業界動向について把握・理解し、コンプライアンスの徹底に取り組み、また、国内のスクラップ滞留に対応した販売先の確保が必要となることから、成果を出している企業の先進事例について学び、今後の経営について見通しをたてるための研修会を開催しました。

#### 【事業実施により得られた成果】

廃棄物処理法の内容と業界動向については、法規制の内容とコンプライアンス徹底に向けた細かなチェックと広い視野での情報収集について認識が共有されました。顧客と売上の確保については、メーカー(顧客)へ販売するリサイクル製品の品質向上や設備投資、人材育成の重要性に理解を深めることができました。

## －組合連携コーディネート事業－ (実施組合:1組合、実施企業:1企業)

### －ビジネスモデルとマーケティング戦略－

あきた不動産事業協同組合(池田喜代秀理事長)

秋田県物流センター協同組合(齊藤正敏理事長) 組合員 株式会社トランスポート秋田(車屋令子社長)

#### 【背景・課題】

あきた不動産事業協同組合の組合員は全国展開する大手仲介業者との競争が激化しており、優良物件の紹介以外での付加価値向上が求められていました。また、地元資本の引越業者は、全国規模の大手引越業者との比較では知名度が低く、人口が減少する中で見積依頼件数の維持・拡大が課題となっていました。

#### 【事業内容】

講師を交えて連携のきっかけ、大手引越業者と不動産業者の関係、連携の論点について懇談を行い、お客様の潜在ニーズの検討を行った結果、重要課題を設定し、解決策の検討、今後の展開の事業スキームを作成しました。

#### 【事業実施により得られた成果】

お客様の心理にスポットを当て、3者WIN-WIN-WINの事業構築が検討できたことから、さらに精度を高めた事業スキームを確定し、連携事業をスタートしています。



# 中小企業組合等支援施策情報

## ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の

## 公募が開始されました

～秋田県地域事務局～

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等を支援します。

### 1 事業概要

中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するものです。

### 2 公募期間

公募開始：2019年2月18日(月)

締切：2019年5月8日(水)[消印有効]

### 3 対象事業者

中小企業・小規模事業者等 ※一定の要件を満たすNPO法人も申請対象  
(3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画が必要です。)

### 4 事業類型

(1)一般型(補助金上限額：1000万円 ※1 補助率：1/2 ※2)

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

(2)小規模型(補助金上限額：500万円 ※1 補助率：小規模事業者2/3、その他事業者1/2 ※2)

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・生産プロセスの改善を支援します。(設備投資を伴わない試作開発等も支援)

※1 必要な専門家を活用する場合、補助上限額30万円アップ

※2 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定、又は中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

### 5 公募要領等

公募要領や応募申請様式は、補助事業を実施する場所に所在する地域事務局が発行したものをご使用ください。また、応募申請書の作成にあたっては、公募要領の注意事項を十分にご確認ください。

参照先：<https://www.chuokai-akita.or.jp/30monozukuri/index.html>

### 6 応募申請

秋田県地域事務局へ申請書類をご送付いただくか、中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ」<https://www.mirasapo.jp/>による電子申請(2019年4月中旬開始予定)にてお願いいたします。

#### ■ その他

公募に関するご質問については、秋田県地域事務局までお尋ねください。

お問い合わせ先 ☎018-874-9443

#### ■ 公募説明会

**日 時**：2019年3月11日(月) 午後2時～4時

**場 所**：秋田市 ホテルメトロポリタン秋田

**お申込人数**：1事業所あたり2名まで

**お申込方法**：本会ホームページより申込書をダウンロードしていただき、FAXにてお申込みください。

**お申込締切**：3月8日(金) 午後5時まで

# 景況レポート

(1月分・情報連絡員80名)

## 全体の景況感が大きく後退

### 【概況(全体)】

1月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向きが8.8%(前回調査13.8%)、「悪化」が37.5%(同30.0%)で、業界全体のDI値は-28.7となり、前月調査と比較し12.5ポイント下回った。

全国及び東北・北海道ブロックともに景況DI値が先月より悪化した。それ以上に本県DI値の下げ幅が大きかったため、7ヶ月ぶりに全国及び東北・北海道ブロックを下回る結果となった。

### 【業界別の状況】

鉄鋼・金属が引き続き好調を維持しており、卸売業では悪化割合が減少した。その一方、食料品や印刷及び小売業では悪化割合が多数を占めた。

全国的な暖冬となったことで季節商品の販売が低迷したほか、需要の停滞や原材料の値上げによる仕入れコストの増加が収益を悪化させている。人手不足の慢性化も一層深刻な状況であり、中小企業の先行きは引き続き注視していく必要がある。

### <全国及び東北・北海道ブロックとの景況DI値の比較>

	秋田県	全国	東北・北海道
全体	-28.7	-23.2	-26.2
製造業	-31.2	-22.5	-28.2
非製造業	-27.1	-23.6	-25.2

### <景況天気図>

項目	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	雇用人員
製造業							
非製造業							

【凡例】

快晴 30以上  
 晴れ 10以上 30未満  
 曇り 10以上 30未満  
 雨 10未満  
 雷雨 30以下

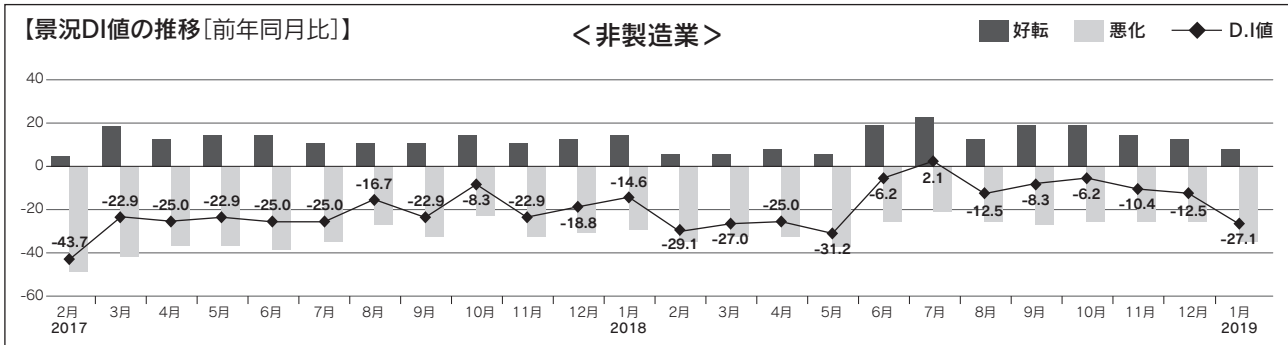
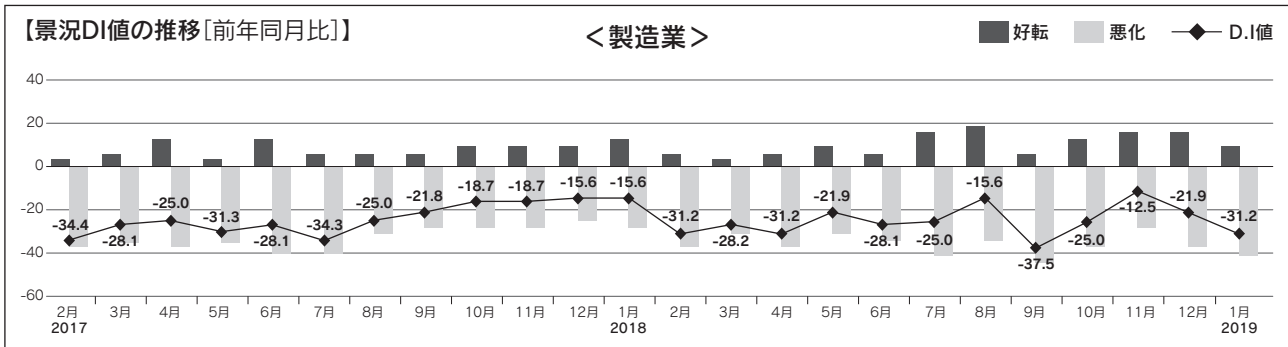
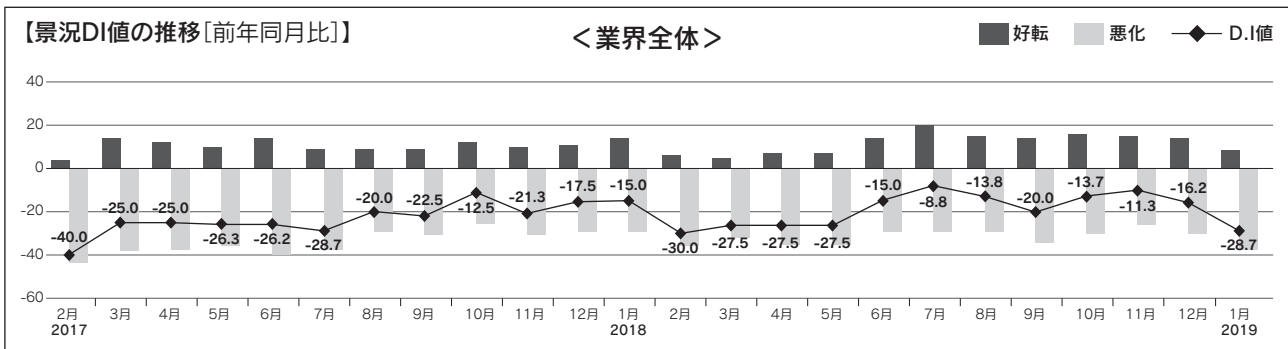
【天気図の見方】  
前年同月比のDI値をもとに作成しています。

※DI値とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。

### 【業界の声】 ~製造業~

(回答数：32名 回答率：100%)

食料品 (パン)	例年通り正月以降に売上が下降した。1月から小麦粉と一部原料の値上げがあり、収益も悪化した。
食料品 (米飯給食)	収益概況は、作業工程変更により生産能率の改善が見られたものの、原材料上昇(海苔・米等)に加え、最低賃金の大幅改定により減益見込みとなっている。
繊維工業 (ニット)	春物投入が始まり、各社ともフル操業の状態。首都圏で気温上昇が早まる見通しもあり、春夏物の商談が活発である。ただし、工場側の人手不足等により国内の生産キャバが減っており、相対的に一社あたりの受注量が増えている面もあることから油断はできない。
木材・木製品 (一般製材)	消費税増税前の駆け込み需要も多少あり、関東圏の製品受注量が安定しているため県内の冬場の落ち込み分を支えている。しかし、原木仕入価格の上昇分を製品販売単価に転嫁できず、収益面は改善されていない。原木仕入については11月より出材量が増加しており、冬期間で今までの在庫減少分を適正な水準まで回復できる見通しとなってきた。
木材・木製品 (プレカット)	冬期間であり、前年並みの数量は確保したが、夏場の半分となっている。2月も同様となる見込み。ただし、見積依頼の件数、坪数ともに前年同月比130%となっており、駆け込み需要が若干感じられる。
印刷	需要の低下、官公庁の予算削減により業況は悪化している。今後予定されている原材料の仕入価格アップも懸念材料となっている。(県南地区)
窯業・土石製品 (生コンクリート)	1月の出荷数量は前年同月比119.2%となり、4月～1月累計では前年比121%となった。今年度のお荷数量は当初想定数量を大きく上回る650,000m <sup>3</sup> 前後と想定され、大館北秋地区、能代山本地区を除いた地区が前年を上回っている。
鉄鋼・金属 (鉄鋼)	例年、見積依頼が極端に減少する時期だが、今年は大小に関わらず比較的増加している。稼働率は各社でバラツキがあるものの、春までの当面の受注は確保できているようだ。
その他 (漆器)	顧客の減少が止まらない状態が続いている。例年、2月3月は異動の記念品の受注があることから、そちらに期待している。



【業界の声】 ~非製造業~

(回答数：48名 回答率：100%)

卸売業 (商業卸)	小売業進出による競争激化や需要停滞等の影響もあり、取り巻く環境は依然厳しい(中央地区)
卸売業 (古紙)	古紙全体の回収量は44,080kg(前年同月比90.9%)だった。取引価格は新聞が2.5円、段ボールが4円、雑誌が1円それぞれ値を下げた。中国では品質の良い米国品段ボールにシフトしているようだ。
小売業 (ポイントカード)	好転に繋がる材料が見えず、常にマイナス動向となっている。
小売業 (クレジット)	1月期の総取扱高は前年同月比97.5%となった。大型店の売上が低下しており景気の低迷が感じられる。(県北地区)
小売業 (電機販売業)	1月の売上は前年同月比100.8%とほぼ平年並みだった。2月が閑散期となる家電小売業界としては、昨年12月1日から放送開始した4Kテレビを消費者に訴求していくしかない。
商店街	LINE Pay、PayPay等、キャッシュレス決済を導入する店舗が増えてきている。消費者の決済手段の多様化に対応することで、売上確保の機会を逃さないようにしなければならない。(大館市)
サービス業 (タクシー)	運行回数及び運送収入は前年同月比でそれぞれ下回った。比較的好天が続いた影響から、タクシー利用が少なかった。
サービス業 (葬儀)	前年同月と比べて売上高が減少している。葬儀にかかる費用の節約意識の現れと推測される。
建設業 (電気工事)	官公庁や民間の大口物件がなく、特に低調だった昨年と比較しても更に悪い状況。年度末にかけての受注もないため、更に悪化する見込み。一般住宅は少し動きがあるものの、ハウスメーカー主導のため県内の業界に影響は全くなく、むしろ受注は伸び悩んでいる。(中央地区)
運輸業 (トラック)	軽油価格がやっと前年並みに戻ったが、収益的にはまだ厳しい。(中央地区)
その他の非製造業 (砂利採取)	今シーズンは冬季間も建築関係の工事があり、生コン用骨材の出荷が増加した。(県南地区)

## 組合相談コーナー 剰余金処分案について

剰余金処分の方法は、利益準備金(定款規定の限度まで)と特別積立金は、当期純利益金額の10分の1以上、教育情報費用繰越金は20分の1以上の積立てが必要です。

**[Q]** 別途積立金はあるが、特別積立金はないが正しいか?

**[A]** 多くの組合は定款で特別積立金の積立てを規定しています。したがって、別途積立金があって特別積立金がないという組合は間違えています。

**[Q]** 教育情報事業を行っていないことを理由に、教育情報費用繰越金を繰り越していないが正しいか?

**[A]** 中小企業等協同組合法(以下、中協法)第9条の第2項第4号(教育・情報提供事業)を行う組合は、中協法第58条第4項により、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならないと定められています。  
→ 繰り越された教育情報費用繰越金を翌期以降に使用しない場合は、純資産の部の教育情報費用繰越金として繰り越す必要があります。

**[Q]** 剰余金処分案は総会提出議案に入れなくてよいのか?

**[A]** 会社法では総会提出議案にありませんが、中協法第40条第2項により作成し、同条第8項により通常総会の承認を受ける必要があります。

**[Q]** 特別積立金を取り崩して出資配当を行うことは可能か?

**[A]** 特別積立金の定款規定には、出資総額に相当する金額を超える部分については、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができるので、出資配当に充てることは可能と解釈されます。剰余金処分案の様式に「組合積立金取崩額」を記載するようになったので、定款規定になくても剰余金処分案の様式どおり記載することにより、配当可能利益が算出できるようになっています。

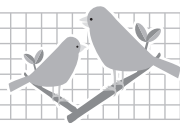
**[Q]** 剰余金処分案の組合積立金取崩しは何を書くのか?

**[A]** 中協法施行規則第107条第1項第2号の目的積立金の取崩額(一定の目的のために設定した組合積立金について当該目的に従って取り崩した額を除く。)は損益計算書に記載することになったので、ここに記載するのは特別積立金のうち出資金額を超える部分になります。

**[Q]** 出資配当の10%は何に対してか?

**[A]** 出資金額に対してです。

## 話題の広場



### 中央会事業より

#### 内部牽制の仕組みをつくろう

～組合決算期管理業務セミナー～

組合の会計監査は、会計の公正妥当性を確保するものであるから、公表された財務諸表の真実性はもちろん、会計手続の適正化も監査の対象になります。このため、会計の帳簿及び書類の記載内容、計算及び各帳簿との関連性が正当であるか、すべての取引が詳しく記載され適正な処理がなされているか検討するものです。

そこで本会では、3月に決算期を迎える組合が多いことから、秋田会場(2月1日)、横手会場(2月5日)、大館会場(2月7日)において「組合決算期管理業務セミナー」を開催し、会員組合の役職員延べ34名が参加しました。

講師を務めた税理士法人RINGSの三浦昌貴税理士からは、会計監査の手順、方法、留意点や

不正が起こりにくい内部牽制の仕組みづくりについて、解説がなされました。

また、大館・横手会場においては、本会職員より年度末における事務手続きの流れのほか、議事録作成の要領や各種提出書類の作成における留意事項について詳しく説明を行いました。

組合会計に関するご相談等がありましたら、本会までお気軽にお問い合わせください。

なお、監査の手法及び主なポイントについては次のとおりです。



【講師の三浦税理士】

#### 【監査の手法とポイント】

##### ■会計監査チェックシートから実態に即したチェックリストを準備する

- (1) 一般監査技術：①証憑突合せ、②伝票突合せ、③帳簿突合せ、④勘定突合せ、⑤計算突合せ、⑥閲覧、⑦通査
- (2) 個別監査技術：①実査、②立会、③確認、④質問、⑤勘定分析、⑥比較、⑦比率吟味

##### ■比較、比率吟味では、次の場合、財務状況が危険な状態である可能性が高い

- ①キャッシュフローが3期連続でマイナスである、②債務超過である
- ③自己資本比率が10%以下である、④流動比率が100%以下である

##### ■安定した財務基盤を築くには安全性を示す指標となる自己資本比率を高めること 遊休資産の処分、立替金・仮払金の精算、売掛金の早期回収、商品在庫の圧縮など。



## 雪室熟成による商品のブランド化へ

～先進事例研究セミナー～

本セミナーは、全国の先進事例を研究し、組合の共同事業の活性化および事業の再構築に資するとともに、新たな連携を模索する企業や行政、支援機関にも協同組合の共同事業を周知しつつ、新たな組合設立に向けてPRしていくことを目的に開催しています。

昨年12月には秩父市のお菓子屋さんのグループが販路拡大に取り組んでいる事例を研究しました。第2回目となる今回は、2月6日(水)秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、にいがた雪室ブランド事業協同組合の佐藤健之理事長を講師に迎え、「越後雪室屋のブランド化に挑戦！～異業種の食材メーカーの連携事例～」をテーマに同組合の活動事例を研究しました。

越後雪室屋とは、雪国に伝わる天然雪を使った食品保存庫「雪室」を使用した統一ブランドで、味と品質にこだわりを持ち、「雪国新潟の美味しさを全国に広めたい」という思いを共有する食品メーカーを中心に雪の

専門家、行政、支援機関など様々な人材が連携する共同体です。①ブランド力の共有＝注目の共有、②知識共有＝メーカー同士での連携、③営業力の共有、④販路の共有ができるビジネスモデルを構築しており、組合員は共有・連携によって雪室商品をきっかけに自社の経営力向上につなげています。活動は新潟にとどまらず、全世界へ広めたいと考えており、雪国へのインバウンドを期待できる展開を検討、雪の価値化によるさらなる地域活性化につなげていきたいとしています。

本会としては、参加者の個別のニーズを拾いあげ、今後の連携支援活動につなげていきたいと考えています。



【講師の佐藤理事長】

## 支援団体活動レポート

### 消費税軽減税率及びインボイス制度のポイント等を研修

～秋田県中小企業組合士会～

秋田県中小企業組合士会(堀川深雪会長)では会員の資質向上を目的とした「平成30年度第2回研修会」を2月8日(金)秋田市の第一会館本館において開催し、会員20名が参加しました。

秋田南税務署法人課税第一部門工藤智人統括国税調査官を講師に迎えた「これだけは押さえておきたい！消費税軽減税率制度丸わかり&対策セミナー」では、軽減税率制度の概要、軽減税率対策補助金、適格請求書等保存方式(インボイス制度)についての解説がありました。この中で、「2023年10月から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されることで、売り手側は適格請求書を発行することとなる。登録を受ける必要があり、課税事業者でなければ登録を受けることができない。免税事業者が課税事業者になれば、他の課税事業者に乗り換えられる

可能性もある」などの問題点も説明されました。参加者からは「準備が必要なものもあるので、確認しながら進めていきたい」等の感想が聞かれました。

研修会終了後に開催された懇親会では、参加した会員間による活発な情報交換が行われるなど、会場は大いに盛り上がっていました。



【研修会の様子】

## 会員間の交流を図るボウリング大会を開催

～秋田県中小企業青年中央会～

2月21日(木)、秋田市のブルックリンストライクにおいて、秋田県中小企業青年中央会(東海林正豊会長)の会員同士の交流促進を目的としたボウリング大会が開催されました。

大会には会員等17名が参加し、5チームに分かれて白熱したゲームが繰り広げられました。大会成績は次のとおりです。



[大会に参加された皆さん]

青年中央会では、事業化に向け、今後も様々な機会を通じて交流を深めながら、会員間の連携を強化していくこととしていますので、未加入の組合青年部の加入をお待ちしております。

【大会成績】 (敬称略)  
(個人優勝)  
能代市柳町商店街振興組合 渡邊 正人  
(2連覇)

(団体優勝)  
Bチーム  
能代市柳町商店街振興組合 渡邊 正人  
秋田市南通商店街振興組合 熊谷 健司  
三井生命保険株式会社秋田支社 岡崎 英樹

## 中央会職員コラム

本会では、皆様に中央会の職員をより身近に知っていただくため、「中央会職員コラム」を連載しております。どうぞご覧下さい。

職員コラムの大トリを務めるラスボス畠山です。昭和・平成・新元号と3元号に渡り中央会に勤務する事になる中央会最古参として少し昔話をしたいと思います。

大学を卒業して昭和57年4月に入所した当時は、会員組合数は510組合、翌年度に515組合に増え、それ以降解散組合数が設立組合数を上回り減少傾向が続いています。例えば、昭和57年度に設立した7組合のうち、2組合しか残っていない状況です。

その当時は、組合に対する支援しか行っておりませんでした。労務、経理、共同店舗の運営、技術指導等幅広い支援内容で、組合も活発に活動しておりました。その当時から現在も継続している事業が「地区別組合代表者会議(当時は移動中央会)」、「個別相談事業」、「労働事情実態調査事業」、「情報連絡員業況提供事業」、「組合青年部研究会」です。

組合の支援に加え企業への支援も始めたのは平成20年度の秋田市受託事業「あきたの食発見・発信支援事業」及び国受託事業「地域力連携拠点事業」からです。それ以降首都圏への販路開拓や生産力向上支援を実施しています。是非、組合員企業へ本会事業の周知をよろしくお願いします。

現在より約200組合多いため、当時は多くの組合が総会を開催する5月前後の3ヶ月間は、会員組合からの決算支援や招集手続き等の質問で、年間で最も仕事をしていました。特に、組合からの組合法等に関する質問は、自身の知識力を高めるために必要な栄養素でした。中には、電話による組合運営を含めた相談で、1時間を超える方もおり、昔の重い受話器で肩が固くなったこともありました。このような会員組合からの質問や相談が私を中央会職員として育ててくれました。

近年は、会員組合数の減少やインターネット等の情報収集手段の多様化により、相談件数が減少傾向にありますが、是非、本会職員のレベルアップのために、お気軽にご質問やご相談頂ければ幸いです。会員組合の皆様から鍛えられた職員がラスボスの私を倒せるように成長する事を楽しみに、新元号の1年を仕事して行きたいと考えています。



[記 事務局長 畠山頼仁]

『改革・改善』

# 千代田興業株式会社

代表取締役社長 藤澤 正義

本社・工場：秋田市川尻町字大川反 170-49

TEL 018(864)6200(代)

建設事業部：秋田市川尻町字大川反 170-19

TEL 018(888)3666

URL：http://www.k-chiyoda.jp

官公需適格組合

『カデル』

## 秋田管工事業協同組合

理事長 本 多 秀 文

副理事長 松 木 文 雄

” 太 田 博 之

秋田市山王臨海町3番18号

☎018(862)6161/FAX 018(824)5685

For Earth, For Life  
Kubota

Hello, my Smile

陽菜 Smile  
ハルナ



詳しい製品情報はこちらのQRコードから!

株式会社 秋田クボタ

〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38

Tel: 018-845-2121 Fax: 018-845-8600



株式会社

## 八幡平貨物

一般区域貨物自動車運送

原木・木材の伐出及び仕入・販売

株式会社 八幡平貨物

秋田県鹿角市八幡平字谷内下毛平116-12

TEL 0186-34-2011

FAX 0186-34-2013

保険とリース、相続・事業承継のご相談はお気軽にどうぞ!!



保険&  
リース

株式会社

## 北日本ベストサポート

URL <http://www.knbs.jp>

本社 〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町8番17号

TEL.018-883-1888 FAX.018-883-1822

県南営業部 TEL.0187-66-3622

酒田支店

TEL.0234-75-3370

能代東支店 TEL.0185-58-2116

2019年4月1日より、  
 三井生命保険株式会社は  
たいじゅ  
 大樹生命保険株式会社に  
 社名変更を行います。

“大樹”のように、しっかりと大地に根を張り、  
 お客さまを守り、よりそっていくという想いを込めて、  
 『大樹生命』と命名いたしました。

皆さまの変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

三井生命保険株式会社 <https://www.mitsui-seimei.co.jp/>

商工中金は、国とともに、  
 中小企業をサポートする金融機関です。

- 特長その① 長期的な視点で  
安定したお取引
- 特長その② 中小企業の経営課題に対応する  
総合的な支援
- 特長その③ 全国と海外のネットワークで  
ビジネスをサポート
- 特長その④ 協調と連携で  
地域経済の活性化の力に



本店 東京都中央区八重洲2-10-17  
<https://www.shokochukin.co.jp/>

秋田支店 018(833)8531  
 〒010-0001 秋田市中通2-4-19



個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定(当金庫内比較)

固定金利の半年複利(元本保証)

1年、2年、3年から期間が選べる

∥ 安心、確実、お得に増やす ∥

定期預金 **マイハーベスト**